

砂川市訓令第48号

令和6年12月24日

砂川市成年後見支援センター事業実施要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

砂川市長 飯 澤 明 彦

(別 紙)

砂川市成年後見支援センター事業実施要綱の一部を改正する訓令

砂川市成年後見支援センター事業実施要綱（平成29年訓令第12号）の一部を次のように改正する。

第1条中「砂川市成年後見支援センター事業」を「砂川市成年後見支援センター（以下「センター」という。）が中核機関（成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）第12条に規定する成年後見制度利用促進基本計画に基づく、権利擁護支援の地域連携ネットワーク（以下「地域連携ネットワーク」という。）を整備し、各種専門職団体及び関係機関の協力及び連携強化を協議する協議会を適切に運営するに当たり中核となる機関をいう。）としての事業」に改める。

第3条第7号中「砂川市成年後見支援センター（以下「センター」という。）」を「センター」に改め、同条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

（8） 地域連携ネットワークの構築に関すること。

第6条の見出しを「（運営委員会及び協議会）」に改め、同条第1項中「運営委員会を設置することができる」を「砂川市成年後見支援センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する」に改め、同条第2項第2号中「制度の啓発、利用支援及び研修会等事業全般に係る」を「成年後見制度の利用促進に関する」に改め、同項に次の1号を加える。

（4） 協議会の運営に関する事項

第6条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 運営委員会は、地域連携ネットワークに関する協議会（以下「協議会」という。）を兼ねるものとする。

第6条に次の1項を加える。

5 運営委員会（協議会を含む。）の事務局は、受託法人等に置く。

附 則

この訓令は、令和7年1月6日から施行する。